

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 那珂川町水道事業会計

事業名	末端給水事業・簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和38年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	那珂川町	職員数（H22. 4. 1現在）	4人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	140円（20年度）	財政力指数	0.45（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）		財政力指数（臨時債振替前）	
経常収支比率（%）	89.4%（20年度）	実質公債費比率（%）	12.7%（21年度）
		将来負担比率（%）	63.8%（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし

〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：馬頭町・小川町〕

旧小川町5簡易水道事業は旧馬頭町3簡易水道事業と統合し8簡易水道事業特別会計として運営し、旧馬頭町の企業会計である水道事業会計は従来どおり運営する。なお、将来は一つの企業会計として運営するように努めるものとする。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	那珂川町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	那珂川町長 大金 伊一
既存計画との関係	那珂川町行財政改革推進計画（平成18年度～平成22年度） 那珂川町総合振興計画前期基本計画（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	議会全員協議会説明（平成20年3月）・町ホームページ
基本方針	平成17年10月1日に旧馬頭町と旧小川町が合併し、新町「那珂川町」が誕生した。しかし、現在のところ町内の水道事業は、従来の上水道事業と簡易水道事業とに分かれた非効率な運営を行っている。町としても行政改革大綱や行財政改革推進計画を策定し、行財政改革を積極的に推進しているところである。水道事業としても町と並行して経営の健全化並びに統合化に向けて積極的に取り組むものとする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	95,549.3	18,761.5	78,546.8	192,857.5
	補償金免除額	17,480.7	4,662.0	21,112.7	43,255.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業債(第2次拡張事業)	14,123.3		25,000.6	39,123.8
	上水道事業債(第3次拡張事業)	81,426.1	18,761.5	53,546.3	153,633.7
合 計 (A)		95,549.4	18,761.5	78,546.9	192,857.5
一般会計負担分(再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		95,549.4	18,761.5	78,546.9	192,857.5

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
一般会計負担分(再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
一般会計負担分(再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>現在の水道料金は、平成12年4月1日に改定され、ほぼ健全な財政運営を行ってきた。しかしながら、近年の少子高齢化に伴い当町においても給水人口の減少傾向が続いており、これに伴う給水収益も年々減少し、建設改良費の補てん財源である建設改良積立金を取り崩すことを余儀なくされている。このため、料金値上げをする前に、未収金の徴収等収入確保対策や歳出削減対策を講じ、経営の健全化を図らなければならない現状にある。</p> <p>一方で、上水道の水源確保が顕著化し、平成21年度の臨時交付金事業において調査・試掘を実施し、緊急に平成22年度～平成24年度において水源を確保するための事業展開及び起債をしなければならない状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 収入確保対策</p> <p>景気低迷による失業等により、未収金が平成21年度末20,000千円あることから、徴収体制の整備等による収入確保対策が一層必要となっている。また、滞納料金の不納欠損処分も実施しなければならない。</p>
	<p>課 題 ② 民間委託の推進</p> <p>検針業務、水質検査業務以外の業務についても、順次民間委託を推進し、事業運営の省力化・効率化を図る。</p>
	<p>課 題 ③ 人件費の削減</p> <p>平成20年度人員削減により1名減となり人件費の割合は減少したが、今後は定期的な人事異動による職員の若年化等により一層の削減を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 維持管理経費の削減</p> <p>維持管理経費に占める動力費・修繕費の占める割合が多いため、漏水箇所の早期発見等による経費の削減対策等維持管理費の削減を図る。</p>
	<p>課 題 ⑤ 簡易水道事業の統合</p> <p>現在、水道事業に統合されていない8つの簡易水道事業があり、平成28年度を目標に事業統合及び料金の統一化により効率的な運営を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位：百万円, %))

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 債 費 平 準 化 債 債	14	20	56	82	79	127	109	166	45	45
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金		7	6	7	55	38	12	12	12	12
	4. 他 会 計 負 担 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					4	4	9	8	8	8
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	2				8	1	1	1	1	1
	9. そ の 他										
	計 (A)	17	28	63	90	147	171	132	188	67	67
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	17	28	63	90	147	171	132	188	67	67	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	18	47	41	24	81	88	115	128	63	63
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	83	81	121	162	157	170	111	186	89	85
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	101	128	162	186	238	258	226	314	152	148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	84	100	99	96	91	87	94	126	85	81	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	83	87	81	82	84	82	80	78	76	73
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	1	13	18	13	7	5	14	48	9	8
計 (F)	84	100	99	95	91	87	94	126	85	81	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)				1							
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	1,406	1,344	1,278	1,198	1,120	1,077	1,075	1,055	1,011	971	

(2) 他会計繰入金

(単位：百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	14	8	7	6	8	2	2	2	2	2
	うち 基 準 外 繰 入 金	14	8	7	6	3	2	2	2	2	2
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金		8	8	14	56	39	13	13	13	13
	うち 基 準 外 繰 入 金					11	13	13	13	13	13
合 計		14	16	15	20	64	41	15	15	15	15

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	107	102	100	100	103	107	112	115	119	122
資本費 (円又は%)	144	139	135	140	132	129	120	117	107	102
総収支比率 (法適用) (%)	111	104	106	106	108	110	115	116	121	124
経常収支比率 (法適用) (%)	111	104	106	106	108	110	115	116	121	124
営業収支比率 (法適用) (%)	142	136	135	162	135	135	137	138	138	139
累積欠損金比率 (法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率 (法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5	3	3	3	4	1	1	1	1
	うち基準内繰入金 (%)	5	3	3	3	2	1	1	1	1
	うち基準外繰入金 (%)					2				
	資本的収入分 (%)	0	29	15	8	38	49	13	19	19
	うち基準内繰入金 (%)	0	29	15	8	7	16	13	19	19
	うち基準外繰入金 (%)					31	33			

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年度の合併より2町の水道料金が現在まで統一されていないため、本年度水道料金審議会に諮り平成23年度小川地区簡易水道事業（法非適）料金を水道事業料金程度に統一する予定であり、水道事業会計は小額の料金改定を予定している。 給水人口・給水量とも減少の見込み。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰入金は、東部地区簡易水道事業については、繰入基準は企業債の返済利子及び元金のそれぞれ1/2以内を繰入れるものである。 これに、消火栓維持管理400千円、消火栓設置費1,200千円を加えたものを見込んでいる。 平成22年度は、繰入基準外収入として臨時交付金等26,000千円を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	渇水期の水不足を解消するため、新たな水源の浄水施設を整備するため、平成22年度から平成24年度で事業を実施する予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費は、平成20年度に所属職員が1名減となり、経費削減が図られたが、今後は定期的な職員の異動による職員の若年化により経費の削減を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	那珂川町定員適正化計画により、平成17年10月1日の合併当初の職員数300人から平成22年4月1日現在で248名と52名の人員削減にいたり、水道事業においても、平成20年度に1名の職員減となった。
○ 給与のあり方	③	給与については、人事院勧告に則った体系で今後とも運営していく。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	平成18年度に国に準じて給与構造改革を実施した。地域手当は支給していない。今後も導入の予定はない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職員については、人事院勧告に則った体系で運営していく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特別昇給制度については、合併前に旧2町において廃止済みである。退職手当については、今後とも国に準じた取り扱いとする。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	福利厚生事業については、財政上の負担が伴うものについては、極力抑制を図るものとする。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	維持管理費等の縮減は、経営効率化に大きく寄与するものであることから、通信手段をIP電話に変更、入札による委託料の削減、コピー用紙の裏面利用等の節減対策を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④ ②	民間委託の可能な業務（料金徴収業務、滞納整理業務、給水開始・停止業務、料金清算業務、給水業務、水道メーター維持管理、配水・浄水施設の点検・保守）については、計画的な導入を図る。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	水道料金について料金の統一化を図り、歳出削減対策を重点的に実施する。車や機械・施設については、維持管理により、耐用年数を超える使用等経費の削減を図る。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化や財政状況に関する情報公開については、原則的としてホームページにおいて公表する。
○ 行政評価の導入		
4 その他	① ⑤	平成21年度実績91.74%の収納率を93%にすることを目標にし、特に滞納繰越分の未収金対策として、平成22年度は昨年末まで2回だった給水停止処分を年間3回実施し、未収金の徴収にあたる。これにより、滞納繰越分徴収額が平成21年度末11百万円から百万円の増収となる。また、滞納料金のうち、死亡等により回収不能な滞納料金に対し、不納欠損処分を実施し、収入確保に努める。 水道事業の効率的な運営を図るため、平成28年度目標に水道事業と8簡易水道事業の事業統合を推進する。 平成22年度は水道料金審議会において23年度からの料金統一に向けた審議を行い、平成28年度に事業統一が図られるよう努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	職員給与費は、那珂川町定員適正化計画のもと適正な人員配置と、定期的な職員の異動による若年化により経費の抑制を図る。水道事業と簡易水道事業の共通する事務事業における一括発注により、経費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成17年10月1日の合併から、5年が経過し料金の統一化を早急に行うため、平成22年度水道料金審議委員会を立ち上げ、料金の統一化を図る。また、滞納料金の不納欠損処分を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21年度・平成22年度は国からの交付金があるため、基準外繰出しとなったが、原則的に基準外繰出しはない。
4 その他	未収金の徴収対策 未収金の督促体制を整備し督促にあたる。平成21年度実績91.74%の収納率を93%にすることを目標にし、特に滞納繰越分の収納率向上のため、滞納繰越分収納額を平成21年度末11百万円から百万円増収となるよう、給水停止処分の回数を増やすなど対策を講じる。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位：百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	累積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
		当初計画の目標値 (実績値)		1,282	1,216	1,147	1,076	1,005					
		延長計画の目標値	1,344	1,278	1,198	1,120	1,077	1,076	1,055	1,011	977		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	④	料金改定率												
		改善効果額 (料金の適正化)												
		未収金の徴収対策		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5					
	一般会計負担金の額													
	改善効果額 (負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額 (収入増額)													
	その他 ()													
	改善効果額													
	【経費の削減】													
	①	職員給与費の適正化												
		職員給与費 (退職手当以外)	42	42	37	37	27	27						
		改善効果額		0	5	5	15	15	40					
	給与水準													
改善効果額														
その他 ()														
改善効果額														
維持管理費等														
改善効果額 (適正化)														
工事コスト														
改善効果額 (縮減額)														
その他 ()														
改善効果額														
									当初計画改善効果額 合計	42.5				
									(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	31				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	④	料金改定率												
		改善効果額 (料金の適正化)												
		未収金の徴収対策 (徴収額)				11	12	12	12	12	12	12	12	
	改善効果額					1	1	1	1	1	1	1	5	
	一般会計負担金の額													
	改善効果額 (負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額 (収入増額)													
	その他 ()													
	改善効果額													
	【経費の削減】													
		職員給与費の適正化												
		職員給与費 (退職手当以外)												
		改善効果額												
給与水準														
改善効果額														
その他 ()														
改善効果額														
維持管理費等														
改善効果額 (適正化)														
工事コスト														
改善効果額 (縮減額)														
その他 ()														
改善効果額														

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	5
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	-
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	100
A+B+C	105
<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	43

(1) 水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10
年間総有収水量 (千m ³)	1,044	1,020	1,018	947	947	940	933	926	919	912
公称施設能力 (m ³ /日)	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350
1日最大配水量 (m ³ /日)	4,234	4,201	4,873	4,292	4,338	3,898	3,826	3,826	3,826	3,826
最大稼働率 (%)	67	66	77	68	68	61	60	60	60	60
供給単価 (円/m ³)	226	226	226	226	226	229	227	227	225	225
給水原価 (円/m ³)	224	228	226	226	220	214	206	203	197	192

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

水道事業の効率的な運営を図るため、平成28年度を目標に推進を図るものとする。
 平成23年度 料金統一
 平成23年度～平成25年度 台帳整備
 平成26年度～平成26年度 電算入力
 平成28年度 統合

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標 （単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	実質公債費比率	当初計画の目標値		13.0	13.5	13.9	13.9	13.8					
		(実績値)	12.5	13.1	12.7	12.0							
		延長計画の目標値						10.9	10.4				
		(実績値)	10.415	10.335	10.503	10.217							
	地方債高現	当初計画の目標値		10,306	10,815	10,457	9,783	9,004					
		(実績値)	10,415	10,335	10,503	10,217							
		延長計画の目標値					10,080	9,802			9,846	9,845	9,827
当初計画に係る改善効果額	職員人件費(退職手当除く)①	改善効果額	1,536	1,504	1,439	1,392	1,327	1,268					
		改善効果額		32	97	144	209	268	750				
	行政管理経費(物件費+維持補修費)	改善効果額	1,023	1,005	1,026	1,016	1,016	1,016					
		改善効果額		18	△3	7	7	7	36				
	改善効果額												
	改善効果額												
当初計画改善効果額 合計									786				
＜参考＞当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									1				

延長計画に係る改善効果額	職員人件費(退職手当除く)②					1,392	1,218	1,207		1,157	1,118	1,073	
	改善効果額						109	61		111	150	195	626
	改善効果額												
	改善効果額												

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A			626
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B			-
A+B C			626
Cのうち公営企業会計加算分 D			100
(Dの内訳) 水道事業会計への加算額			100
C-D			526
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）			-